

GPN-GL15
「ホテル・旅館」利用ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、ホテルや旅館など宿泊サービスを提供する施設を選択・利用する際に考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

ホテル・旅館など宿泊施設の利用・選択にあたっては、「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリストに挙げた事項を考慮し、環境への取り組みが進んだ宿泊施設を選択・利用する。

「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリスト

<構成>

チェックリストは、以下の5つのカテゴリから構成されています。

- I 環境への取り組み姿勢
- II 飲食関連の環境配慮
- III 省資源廃棄物削減・リサイクル
- IV 温暖化対策省エネルギー・節水
- V グリーン購入・化学物質・その他

<基礎項目>

「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリストの項目の中から、第一ステップとして取り組みやすく、基礎的な項目を設定しています。

<配点>

原則として各項目を1点とし、次の考え方に当てはまる項目を0.5点、2点としています。

0.5点の考え方

- ・一般的で大半の施設が取り組んでいるが、考え方として残すことが重要だと考えられる項目

2点の考え方

- ・環境への影響が大きく、取り組みによる改善効果が大きいと考えられる項目
- ・取り組みが組織や他の取り組みに与える波及効果・影響度が大きいと考えられる項目
- ・創意工夫や積極的な設備投資など先進的な取り組みと考えられる項目

※ このガイドラインは社会状況の変化や知見によって必要に応じて改定されます。

2002年12月13日

2005年10月17日

2017年〇月〇日

グリーン購入ネットワーク

●「GPNエコチャレンジ ホテル・旅館データベース」への掲載条件

以下の「基礎項目」15項目中11項目以上を満たしていること

(各項目を満たしているかどうかの確認にあたっては、エコチャレンジ・チェックリスト「背景説明と判断基準」を参照すること)

基礎項目 (15項目)	No
<input type="checkbox"/> 環境方針を持っている	1
<input type="checkbox"/> 環境対応の状況とその成果を年1回以上定期的に検証し、次の行動に活かしている	5
<input type="checkbox"/> 食品廃棄物以外の廃棄物(物品の包装材、客室ごみなど)の種類と量を把握し、具体的な目標や計画を立てて削減やリサイクルに取り組んでいる	9
<input type="checkbox"/> エネルギー(電力、重油、ガス等)の使用量を把握し、具体的な目標や計画を立てて、使用量削減に取り組んでいる	11
<input type="checkbox"/> 食材の在庫管理によるデッドストックの防止、宿泊予約数に合わせての調理量の調整、調理時の残り物の有効活用などにより、厨芥・残飯の発生抑制に取り組んでいる	20
<input type="checkbox"/> 厨芥・残飯の水切りや脱水化により減量化を行っている	21
<input type="checkbox"/> アメニティグッズで二重包装されているものはない	34
<input type="checkbox"/> 利用客が持ち込んだごみを分別・リサイクルしている	42
<input type="checkbox"/> 客室内の家具(ベッド、椅子、テーブル等)は、修理・リフォームして長期使用に努めている	43
<input type="checkbox"/> 紙類(コピー用紙、新聞、雑誌、ダンボール)の分別・リサイクルを行っている	44
<input type="checkbox"/> PETボトル、飲料缶、ガラスびん、の3種類の分別・リサイクルを行っている	45
<input type="checkbox"/> 施設内にある白熱電球を電球型蛍光灯やLED電球に代替し、蛍光灯器具にエネルギー効率の高いHfインバータ器具やLED照明器具を導入している <取り組みレベル> 電球型蛍光灯・LED電球への代替、Hfインバータ器具・LED照明器具の導入が20%以上	61
<input type="checkbox"/> 機器が効率よく動くように省エネにつながる積極的なメンテナンスを実施している	65
<input type="checkbox"/> コピー用紙 購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が80%以上であること	69
<input type="checkbox"/> トイレトペーパー 購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が80%以上であること	70

※「No」は、エコチャレンジ・チェックリストの項目Noに対応しています。

「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリスト

I 環境への取り組み姿勢

1) 組織全般の取り組み

No	チェック項目	配点
1	環境方針を持っている	2
2	自施設の環境負荷を把握し、目標と計画を立ててその削減に努めている <取り組みレベル> ・ 1つないし2つの分野について環境負荷を把握し、取り組んでいる ・ 3つ以上の分野について環境負荷を把握し、取り組んでいる	1 2
3	環境対応の責任体制を明確に定めている	2
4	自施設に関係する環境法規制を把握している	2
5	環境対応の状況とその成果を年1回以上定期的に検証し、次の行動に活かしている	2
6	年1回以上の定期的な環境に関する従業員研修等を行っている	2
7	環境方針や目標を従業員の目に付くところに掲示しているか、従業員全員が携行し、従業員全員に環境方針や自分の業務の中でどのような対応をすべきか理解させている	2

2) 分野ごとの取り組み

8	【飲食関連】 食品廃棄物の発生量を計量し、具体的な目標や計画を立てて発生抑制、減量化、再生利用に取り組んでいる	2
9	【廃棄物】 食品廃棄物以外の廃棄物（物品の包装材、客室ごみなど）の種類と量を把握し、具体的な目標や計画を立てて削減やリサイクルに取り組んでいる	2
10	廃棄物処理事業者に廃棄物管理の方針を説明し、リサイクルや適正処理の要請と処理方法の確認を行っている	2
11	【エネルギー・水】 エネルギー(電力、重油、ガス等)の使用量を把握し、具体的な目標や計画を立てて、使用量削減に取り組んでいる	2
12	水の使用量や排水の水質状況を把握し、具体的な目標や計画を立てて使用削減と環境汚染の低減に取り組んでいる	2
13	【グリーン購入・化学物質】 グリーン購入の方針を有し、具体的な目標や基準などを設けて購入量の削減や環境配慮商品への転換に取り組んでいる	2
14	【化学物質】 薬剤（除草剤、害虫駆除剤等）や洗剤などの使用状況を把握し、具体的な目標や基準などを設けて使用削減と環境汚染の低減に取り組んでいる	2

3) 情報公開と環境コミュニケーション

15	【情報公開】 パンフレットやホームページ等で自社の環境方針や取り組みの情報を積極的に公開・提供している	2
----	---	---

16	【利用客】 フロントや客室等利用客の目に付くところに環境方針や取り組みを説明するための情報提供がある	2
17	【利用客】 施設内での環境対応について、環境を含めて利用客からの声を吸い上げて取り組みに活かす仕組みを持っている	2
18	【利用客向け環境サービス】 地域のエコツアーに関するプログラム、あるいは施設内の環境対応に関する見学に関するプログラムを提供している	2
19	【取引先】 取引先に環境方針などへの取り組みを説明し、環境配慮型の物品やサービスの提供を得られるように努めている	2

4) EMS の第三者認証（自由記載事項）

--

5) その他（自由記載）

--

II 飲食関連の環境配慮

※テナントレストランが入っている場合は、テナントレストランも含めた回答とする

※食事を提供していない施設は、「食事を提供していないため対象外」の欄にチェックを入れる

1) 食品廃棄物の削減・リサイクル等

No	チェック項目	配点
20	食材の在庫管理によるデッドストックの防止、宿泊予約数に合わせての調理量の調整、調理時の残物の有効活用などにより、厨芥・残飯の発生抑制に取り組んでいる	1
21	厨芥・残飯を再生利用（堆肥化・飼料化等）している	1
22	メタンと同等以上の効率でエネルギーを回収していること。	1
23	厨芥・残飯の水切りや脱水化により減量化を行っている	0.5
24	水切り、脱水後の食品廃棄物（厨芥・残飯）について、積極的減量化（生ゴミ処理機等）、再生利用（堆肥化、飼料化等）、エネルギー回収により、廃棄量の削減を 20%以上行っている <取り組みレベル> ・発生量の 20%以上を削減 ・発生量の 80%以上を削減	1 2
25	使用済み廃食用油を燃料利用や石けん化するなどリサイクル、有効利用している	1

26	食材の納入時に通い箱の使用を促進している	1
27	日本酒、ビールその他の発泡飲料は、なるべくリターナブル容器入りを利用している	1
28	上記以外の飲料や調味料について、リターナブル容器への転換に努めている <取り組みレベル> ・納入業者へ具体的に要請している → ・リターナブル容器を使用している →	0.5 2
29	食材や飲料、調味料の使い捨て型の容器について、容器の軽薄化や包装の削減に努めている	1

2) 食材の購入

30	有機農産物やその加工品、減・無農薬栽培や減・無化学肥料栽培の農産物を積極的に購入している	1
31	できるだけ近距離からの食材（地産地消）や季節（旬）の食材を優先して購入するよう努めている	1
32	食材の生産・育成方法や産地など履歴を調べて確認するよう努めている	1

3) その他（自由記載）

--

III 廃棄物削減省資源・リサイクル

1) 客室サービス

No	チェック項目	配点
33	客室で無償提供する使い捨て型のアメニティグッズは6種類以下にしている	1
34	アメニティグッズで二重包装されているものはない	1
35	歯ブラシやシェーバーなどの持参を呼びかけている	1
36	シャンプーとリンスは使い捨てではなく、詰め替えができるディスペンサーや通常ボトルで提供している	1
37	使い捨てでない長期使用が可能なスリッパを使用している	1
38	使い捨て型の石けんやシャンプー、リンスについて、アメニティグッズ1個あたりの量を適正な量にするよう努めている	1
39	使用済みの固形せっけんは、バックヤード等で再使用するか、油脂化などの方法でリサイクルしている	1
40	使用されなかった使い捨て型のアメニティグッズは、状態によって再び利用客に提供している	1
41	連泊の宿泊客に寝装具やタオル類の交換希望を尋ねる表示がある	1
42	利用客が持ち込んだごみを分別・リサイクルしている	1
43	客室内の家具（ベッド、椅子、テーブル等）は、修理・リフォームして長期使用に努めている	1

2) 管理・共用スペース、売店等

44	紙類（コピー用紙、新聞、雑誌、ダンボール）の分別・リサイクルを行っている	1
45	PET ボトル、飲料缶、ガラスびん、の3種類の分別・リサイクルを行っている	1
46	蛍光灯の分別・適正処理を行っている	1
47	電池の分別・適正処理を行っている	1
48	使用済みの冷蔵庫や空調設備は、代替フロン等を回収できるルートで適切に処理している	1
48	事務所での両面コピーや紙の裏面使用を励行している	1
49	施設内売店での簡易包装を励行している	1

3) 節水

50	トイレ、シャワー、水道等に節水こまや節水シャワーヘッド、センサー式等の節水型機器を導入している	1
51	排水の浄化利用（中水利用）を行っている	2
52	雨水貯留タンクを設置するなど雨水利用を行っている	1

4) その他（自由記載）

--

IV ~~省エネルギー・節水~~ 温暖化対策

1) 熱源・熱搬送

No	チェック項目	配点
53	エネルギー効率を高めるための熱源設備として、ボイラー廃熱利用設備、マイクロガスタービン、コージェネ設備、燃料電池等を導入している	2
54	施設内での蒸気・冷媒などの熱搬送について、効率の良いポンプやファンなどの導入、配管の断熱化を実施している	2
55	太陽熱給湯、太陽光発電、風力発電、地熱など自然エネルギーを活用している	2

2) 空調関係

施設共通		
56	二重出入り口や回転扉、ペアガラス、断熱サッシを採用する、屋上や壁面を緑化するなどで、建物の断熱性の向上に努めている	2
57	事務所やバックスペースの温度設定について自主基準を設け、空調を管理している	1
客室		
58	客室ごとに空調を管理することができる	2
59	客室に内側カーテン、ブラインド、襖、障子などを使用している	1
60	客室の窓が開閉できるなど、何らかの方法で外気の導入が可能になっている	1

3) 照明

61	施設内にある白熱電球を電球型蛍光灯や LED 電球に代替し、蛍光灯器具にエネルギー効率の高い Hf インバータ器具や LED 照明器具を導入している ＜取り組みレベル＞ ・電球型蛍光灯・LED 電球への代替と Hf インバータ器具・LED 照明器具の導入の合計が 20%以上 → 1 ・電球型蛍光灯・LED 電球への代替と Hf インバータ器具・LED 照明器具の導入の合計が 80%以上 → 2	
62	客室において、キー管理により不在時の電力使用を削減できる装置がある	2
63	暗いときだけ点灯させる照度センサーやタイマー機能、人感センサーを活用している	1
64	自然光を多く取り入れる建物の工夫や、窓際の照明を単独で on/off 調整できるしくみなどにより、昼光利用を促進している	1

4) その他の省エネルギー

65	機器が効率よく動くように省エネにつながる積極的なメンテナンスを実施している	0.5
66	施設内を効率よく分けて使用エネルギーを個別管理できる仕組みになっている	2

5) CO2 削減

67	施設全体のエネルギー使用量から CO2 排出量を算出し、自ら設定した基準年との比較をしながら、CO2 削減に努めている	2
68	冷媒にフロンを使用した業務用エアコン及び冷凍・冷蔵機器は、フロン排出抑制法に基づき適切な管理を行っている（点検、漏えい量算定・報告、廃棄時のフロン回収適正処理等）	1

6) その他（自由記載）

--

V グリーン購入、化学物質、その他

1) グリーン購入

No	チェック項目	配点
消耗品		
＜取り組みレベル＞		
・購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が 80%以上であること		1点
69	コピー用紙	1
70	トイレトペーパー	1
71	ティッシュペーパー	1
72	ボールペン	1
73	メモ用紙や封筒	1
74	その他の文具・事務用品	1
75	営業案内のパンフレット類	1

76	従業員の制服	1
耐久消費財		
＜取り組みレベル＞		
	・購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が50%未満である	0.5点
	・購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が50%以上である	1点
77	自動車	0.5 1
78	パソコン、コピー機、プリンタなどの事務機器	0.5 1
79	客室の冷蔵庫	0.5 1
80	空調設備	0.5 1
81	客室のテレビ	0.5 1
82	オフィス家具	0.5 1
83	客室の家具、インテリア、寝具、リネン、壁紙	0.5 1
取引先・配送		
84	取引先に環境配慮商品の提案と納入の要請を行っている	1
85	取引先にアイドリングストップの実施や低公害車での配送を要請している	1
86	取引先と積載効率や配送時間、配送ルート等を話し合い、効率的な配送に努めている	1
87	利用客の公共交通機関の利用をパンフレット等で呼びかけている	1

2) 化学物質、緑化など

88	害虫駆除剤、除草剤や化学肥料の使用を抑制し、環境影響の少ない資材への転換に努めている	1
89	洗剤類の使用を抑制、あるいは環境影響の少ない洗剤への転換に努めている	1
90	客室等の清掃作業には、揮発性有機化合物（VOC）を含まないクリーニング剤を使用している	1
91	屋上や敷地内の緑化、あるいは屋外駐車場の透水性舗装などにより、雨水の涵養に努めている	1
92	屋上と敷地の緑化・透水化を敷地面積の20%以上でしている	1
93	周辺地域の環境保全活動(清掃や自然保護等)を行っているか、自治体や地域団体の活動に積極的に参加している（従業員の参加を含む）	2

3) その他（自由記載）

--

「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリスト

＜背景説明と判断基準＞

この「背景説明と判断基準」は、「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリストで挙げられた項目のポイントを解説し、自己チェックするための判断基準を示したものです。

チェックにあたっては、以下の「項目の背景説明」及び「チェックのための判断基準」を参照します。

＜目次＞

I	環境への取り組み姿勢	……	1
II	飲食関連の環境配慮	……	4
III	廃棄物削減・リサイクル	……	6
IV	省エネルギー・節水	……	7
V	グリーン購入・化学物質・その他	……	10
	【「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリストのための用語解説集】	……	14

I 環境への取り組み姿勢

1) 組織全般の環境取り組み

No	項目の背景説明	チェックのための判断基準
1	環境方針は、自らの事業活動に伴う環境負荷を継続的・計画的に低減させるための考え方、方向性を示す役割をもち、明確に示すことが必要です。	環境方針を明確に示した文書があること
2	環境方針を具体化するため、対象とする環境負荷を特定して把握し、目標や計画を立てて継続的・計画的に取り組む必要があります。	廃棄物発生量、エネルギー（電力、重油、ガス等）使用量、水使用量などの環境負荷を把握し、その負荷の削減に向けた具体的な取組内容を示す文書があること <取り組みレベル> ・ 1つないし2つの分野について環境負荷を把握し、取り組んでいる ・ 3つ以上の分野について環境負荷を把握し、取り組んでいる ※エコチャレンジチェックリストの4分野（飲食関連の環境配慮、廃棄物の削減・リサイクル、省エネルギー・節水、グリーン購入その他）を参考にしてチェックすること
3	環境負荷低減に向けた目標を立て、計画に沿って実行するためには、対象分野や対象区分ごとに担当責任者を決めて進めることが必要です。	環境対応に関して責任体制を定めた文書があること

4	<p>関係する環境法規制を定期的に確認し、環境対応の分野やその目標・計画に反映させることが必要です。</p> <p>※主な規制、内容別に見た法制度の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地・建築関係：都市計画法、建築基準法、自然公園法など ○廃棄物の事業者責任：廃棄物処理法、食品リサイクル法、建設資材リサイクル法など ○特定物品のリサイクル：容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、パソコンリサイクル制度など ○省エネルギー：省エネ法 ○公害防止：大気汚染防止法、水質汚濁防止法、浄化槽法など ○事業者の自主的な環境対応：グリーン購入法、環境配慮促進法など <p>注) 上記の法制度名は略称を含む。内容は用語解説を参照。</p>	自らの活動に関する法規制のリストがあること
5	環境負荷削減のための取り組みや成果を、目標に照らして定期的に検証し、その次の目標や今後の方針に反映させていくことが必要です。	年1回以上環境対応の検証(エコチャレンジチェックリストでの検証でも可)を実施し、その結果をもとに、次の目標・計画や課題設定の検討を行ったことを示す資料があること
6	環境を目的とした研修や活動を継続的に行うことによって、従業員への環境の意識付けを行うことが必要です。	<p>環境に関する全社的な従業員研修や活動を年1回以上定期的に行っていること</p> <p>※次のケースもチェック可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一連の研修テーマの一つに「環境」が取り上げられている ・所定の研修を受けた部門長が各々従業員に研修内容を伝達する
7	環境方針や目標は従業員控え室など目に付くところに掲示すること等により、従業員への意識付けを行うことが必要です。また、従業員は全員が環境方針を理解し、その中での各々の業務の位置づけや役割を理解することが大切です。	求められた際に、環境方針や目標の掲示物または携行物を提示でき、環境方針及び各自が業務の中で実施すべき事柄について、従業員が聞かれたときに、各自が回答できること

2) 分野ごとの取り組み

8	日々変動しつつ発生する食品廃棄物については、まずその発生量を日々計量し、傾向や特徴を把握することが大切です。そしてその次に、目標や計画に沿って、廃棄の削減に向けて具体的に取り組む必要があります。	食品廃棄物の発生量の計量及びその削減目標や計画についての具体的な取組内容を示す文書があること
9	食品廃棄物以外の廃棄物についても、特徴や傾向を把握することが大切です。そのために、発生する廃棄物の種類と量を継続的に把握し、目標や計画に沿って、削減やリサイクルに向けて具体的に取り組む必要があります。	廃棄物の種類と量の把握及びその削減・リサイクルに関して、目標・計画についての具体的な取組内容を示す文書があること
10	廃棄物処理業者には、発注者として廃棄物管理の方針の説明を行い、理解と協力を求めることが大切です。	廃棄物処理事業者に廃棄物管理の方針を説明し、リサイクルや適正処理の要請と処理方法の確認を行っていること
11	エネルギーの使用は CO2 等の環境負荷をもたらすので、使用するエネルギー(電力、重油、ガスなど)の使用量を継続的に把握し、削減に向けて、目標や計画に沿って具体的に取り組む必要があります。	各エネルギーの使用量の把握及びその削減目標・計画についての具体的な取組内容を示す文書があること
12	水の使用と排水は水環境への負荷をもたらすので、水の使用量や排水の状況を継続的に把握し、削減に向けて、目標や計画に沿って具体的に取り組む必要があります。	水の使用量や排水の水質状況の把握及びその削減目標・計画についての具体的な取組内容を示す文書があること
13	施設内で使用する物品の傾向や特徴を把握し、環境に配慮した商品選択へ切り替えていくために、方針や基準などを具体的に設けて取り組む必要があります。	グリーン購入の方針や基準など具体的な取組内容を示す文書があること
14	薬剤などに使用される化学物質は、大気や水、土壌だけでなく、人間の健康へも影響を与える可能性があります。薬剤や洗剤の使用状況を把握し、使用量の削減やより環境負荷の小さいものへの転換に向けて、目標や計画に沿って具体的に取り組む必要があります。 化学物質について調べる場合は、その性状や取り扱いに関する情報 (MSDS ; 化学物質等安全データシート) を入手し、適切な管理を行うために活用することも効果的です。	使用状況の把握及びその削減目標や基準など具体的な取組内容を示す文書があること

3) 情報公開と環境コミュニケーション

15	環境マネジメントシステムや環境への取り組み内容など、自社の環境に関する情報を公開し、利用者とのコミュニケーションに努める必要があります。	一般の人が求めれば入手できる媒体(冊子、ホームページなど)で情報提供していること
16	環境方針や取り組みを利用客の目に付くところに示すことで利用者とのコミュニケーションが促進できます。	フロントや客室等利用客の目に付くところに環境方針や取り組みを説明するための情報提供があること

17	環境について特別に仕組みを造らなくても既存の仕組みを利用し、環境についての利用客の意見を反映していくことが必要です。 例) アンケートなどに環境に関してコメントできる欄があるなど	環境への取り組みを含めて、利用客からの声を吸い上げて取り組みに活かす仕組みを持っていること
18	宿泊事業では、自らの環境対応だけでなく、地域のエコツアーや自施設の参加型プログラムを提供することで、利用客に環境保全への気づきを与えることができます。	希望する利用客にエコツアーに関するプログラムを提供しているか、自施設の環境対応に関する見学プログラムを提供していること ※ホテル旅館の施設見学の中で、環境対応について見学してもらうことも可
19	取引先を巻き込んだ活動へと広げる施設で利用する物品やサービスの環境配慮度を高めるためには、取引先への説明と要請を行いことが大切です。	発注者として取引先に環境方針などへの取り組みを説明し、環境配慮型の物品やサービスの提案を促す要請文書があること

II 飲食関連の環境配慮

※テナントレストランが入っている場合は、テナントレストランも含めた回答とする

※食事を提供していない施設は、「食事を提供していないため対象外」の欄にチェックを入れる

1) 食品廃棄物の削減・リサイクル等

No	項目の背景説明	チェックのための判断基準
20	食材のデッドストックなど無駄をなくし、調理時の残り物の有効利用（野菜残部の漬物への転用、従業員の食事の材料に利用など）に努めることで、食品廃棄物の発生抑制につながります。	調理時の残り物の有効活用、デッドストックの防止、調理量の調整など、具体的な取り組みを聞かれたら答えられること
21	再生利用（堆肥化・飼料化など）は厨芥・残飯の有効利用につながります。	厨芥・残飯を再生利用（堆肥化・飼料化など）していること
22	熱回収は、食品循環資源の再生利用が実施できない場合でも、熱資源として有効利用することは重要です。	再生利用が著しく困難であり、メタンと同等以上の効率でエネルギーを回収していること。 ※第三者に委託または譲渡して行うことも可能。
23	水切りや脱水化は厨芥・残飯の減量化の基本的対策です。生ゴミ処理機による積極的減量化も有効です。	水切りや脱水、その他により厨芥・残飯の減量化を行っていること ※乾燥式または、消滅型の生ゴミ処理機による「積極的減量化」も含む。
24	食品リサイクル法（2008年6月改正 2002年4月施行 ）では、食品廃棄物について ①発生抑制（本チェックリストのチェック項目 No20）、 ②再生利用（No21） ③熱回収（No22） ④脱水化等による減量（No23） の合計による削減を 50% 50% 以上（目標年度 2019 年度）にすることが目標とされています。しかし、ホテル・旅館の料理提供の実情	下式により求められる廃棄物の削減率が 20% 以上か、 80% 以上であること <取り組みレベル> ・発生量の 20% 以上を削減 ・発生量の 80% 以上を削減 削減率(%)= (〇〇年度の生ゴミ処理機による減量化量+〇〇年度の再生利用量+〇〇年度の熱回収量×0.95*) ÷ 〇〇年度の食品廃棄物発生量（通常の水切り・脱水後）

	から、①の発生抑制量や④のうち通常の水切り、脱水による減量分を正確に把握・計量することは困難です。そこで本ガイドラインでは、通常の水切り、脱水後の食品廃棄物を計量して「発生量」とみなし、右式によりその削減率を求めることとしました。	*熱回収については、省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。また、食品廃棄物の残さ（灰分に相当）率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じています。
25	使用済みの廃食用油は燃料利用（ボイラー燃料や自動車用バイオディーゼル燃料）か、石けん化などへリサイクルすることによって、廃棄物の削減につながります。	使用済み廃食用油をボイラーの燃料とするか、石けん化や燃料利用などリサイクルルートに乗せていること
26	通い箱（木箱やプラスチックのコンテナなど繰り返し使用できる容器）を適用できる食材については、通い箱を採用することで容器包装の廃棄物削減につながります。	食材納入時の通い箱の使用について、実績（1例以上）が写真などで示せること
27	日本酒やビールその他の発泡飲料では、リターナブル容器の商品が多くあるので、なるべくこれを使いことが大切です。	レストランなどで提供する日本酒、ビールなどはリターナブル容器（一升瓶、ビールビンなど）を使用していること
28	日本酒、ビールなど以外の飲料、醤油やソースなどの調味料にについて、納入業者に働きかけることが大切です。	リターナブル容器への転換について、納入業者に要請をしているか、その実績があること <取り組みレベル> ・納入業者へ具体的に要請している ・リターナブル容器を使用している ※納入業者へ要請している内容、リターナブル容器を使用している実績（1例以上）を示せること ※飲料及び調味料の容器を対象とする。
29	例えば、納入時に使用するパック容器を軽量化したものや薄型のものへ換えたり、食材全体を包装しているものを食材の一部だけ包装するようにすることなどで、廃棄物削減ができます。	容器の薄型化や簡易包装などを納入業者に要請しているか、その実績があること

2) 食材の購入

30	<p>食材である農産物については、栽培に使用する農薬や化学肥料を抑えることで、土壌や水系への環境影響を抑えることができます。減・無農薬か減・無化学肥料で栽培された農産物は、「特定栽培農産物」として表示されます。</p> <p>参考) 特別栽培農産物の表示ガイドライン（H19年3月改正、H19年4月施行）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>（従来）</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>無農薬</th> <th>減農薬</th> <th>慣行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>無化肥</th> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <th>減化肥</th> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>（改正後）</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>無農薬</th> <th>減農薬</th> <th>慣行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>無化肥</th> <td colspan="2" rowspan="2">特別栽培農産物</td> <td>適用範囲外</td> </tr> <tr> <th>減化肥</th> <td>適用範囲外</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A	B	C	減化肥	D	E	F		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	特別栽培農産物		適用範囲外	減化肥	適用範囲外	<p>有機農産物や特別栽培農産物を積極的に購入していることを、具体的な実績で提示できること</p> <p>※レストランがないなど、食事を提供していない場合には、チェック欄にチェックできません。</p> <p>※購入実績の量は問わない。</p>
	無農薬	減農薬	慣行																					
無化肥	A	B	C																					
減化肥	D	E	F																					
	無農薬	減農薬	慣行																					
無化肥	特別栽培農産物		適用範囲外																					
減化肥			適用範囲外																					

	慣行	G	H	I		慣行	適用 範囲 外	適用 範囲 外	適用 範囲 外	
<p>食材の「生産履歴」を確認することは、環境影響が少ない食材であるかどうかを確認し、ひいては安心・安全な食材を提供することにつながります。</p>										

31	同じ食材を選択する場合、地場の食材を選択することで輸送にかかる環境負荷を低減することができます。また、季節（旬）の食材は特別にエネルギーをかけて季節外に栽培した食材に比べて栽培時のエネルギー消費が少なく済みます。	できるだけ近距離からの食材（地産地消）や季節（旬）の食材を優先して購入している実績を示せること
32	食材の栽培・飼育・養殖・漁獲プロセスでの生産情報（肥料や農薬の使用量、与える餌の量・使用エネルギー、漁獲方法等）を把握するように努めることが大切です。	生産者からの証明書やヒアリング等の調査結果を示せること。

Ⅲ 省資源廃棄物削減・リサイクル

1) 客室サービス

No	項目の背景説明	チェックのための判断基準
33	客室で無償提供している使い捨て型のアメニティグッズの品目数を見直すことで、廃棄物の削減につなげることができます。無償提供しているアメニティグッズの導入割合は、6種類提供しているホテルの割合が8割を超えています。 出典)「平成7年度ホテル事業における環境問題に関する研究報告書」1996年3月(社)日本ホテル協会、立教大学観光研究所	8割以上の客室でアメニティグッズが6種類以下であること <対象とする主なアメニティグッズの例> ○個包装の固形石けん、歯ブラシ、シェーバー、櫛、シャワーキャップなど ○持ち帰り用の浴用タオル ○パウチタイプまたはミニボトルタイプのシャンプー、リンス、化粧水、整髪料など
34	アメニティグッズに使用している二重包装をなくすことで、資源の使用量や廃棄物を削減することができます。	アメニティグッズの中で二重包装されているものがないか、または使い捨て型のグッズを置いていないこと
35	繰り返し使用する歯ブラシやシェーバーの持参を呼びかけることで、廃棄物の削減につながります。	歯ブラシやシェーバーなどの持参について、利用客向けのパンフレットなどで呼びかけの記載がある、直接呼びかけている、あるいは歯ブラシやシェーバーを置いていないこと
36	使い捨て型（パウチタイプやミニボトルタイプ）からディスペンサー（詰め替え容器）や通常ボトルへの転換は、廃棄物の削減になります。	シャンプーやリンスの容器をディスペンサーやボトルへ転換しているか、またはシャンプーやリンスを客室に置いていないこと
37	使い捨てをやめることで廃棄物の削減につながります。	長期使用が可能なスリッパを使用している、またはスリッパを置いていないこと
38	1個あたりの量を適正量に努めることで、廃棄量を削減することができます。 例えば、石けんの質量を15gから10gに減らしたり、綿棒の本数を2本から1本に減らすこと等も一例と言えます。	使い捨て型のアメニティグッズ1個あたりの適正量について、社内で検討したことがある、または1個あたりの量を見直した実例がある、あるいは該当するグッズを置いていないこと
39	利用客の使用済み石けんを再利用することで、新たな購入量や廃棄物の削減につながります。	使用済みの固形石けんをバックヤードなどでの再利用や油脂化などの方法でリサイクルしている、または固形せっけんを置いていないこと
40	使用されなかったアメニティグッズを再度利用客に提供することで、新たな購入量を削	使用されなかったアメニティグッズを再度利用客に提供することが客室清掃員の行うシステムに組み込

	減することができ、ひいては資源やエネルギーの削減につながります。	まれている、または使い捨て型グッズを置いていないこと
41	寝装具やタオル類の交換希望を確認することで必要以上のリネンや交換を避けることになり、洗剤や水の使用に伴う環境影響を抑えることにつながります。	寝装具あるいはタオル類のそばに、これらの交換希望を尋ねる表示がなされていること ※寝装具及びタオル類とは、シーツ、枕カバー、バスローブ、浴衣、バスタオル、フェイスタオル、バスマットを指すこととします。
42	資源としてリサイクルに回すために、分別ごみ箱の設置も含め、客室内やパブリックスペースで、利用客が持ち込んだごみの分別を行うことが重要です。	客室とパブリックスペースで、利用客が持ち込んだごみを分別し、リサイクルルートに乗せている、もしくは適正な処理ルートに乗せていること
43	部品や張り地の交換など長期使用に努めることで、新たな購入量や廃棄物の削減につながります。	客室内の家具（ベッド、椅子、テーブルなど）は、修理・リフォームして長期使用に努めていること

2) 管理・共用スペース、売店等

44	紙類を適正に分別・リサイクルすることは廃棄物削減、資源有効利用につながります。	紙類（コピー用紙、新聞、雑誌、ダンボール）を分別し、リサイクルルートに乗せていること
45	容器類を適正に分別・リサイクルすることは廃棄物削減、資源有効利用につながります。	缶、ガラスびん、PET ボトルを分別し、リサイクルルートに乗せていること
46	蛍光灯には微量の水銀が含まれています。人体や生態系に有害な影響を与える水銀を適正処理するために、分別する必要があります。	蛍光灯を適正に分別し、適正な処理ルートに乗せていること
47	電池に含まれる有害物質による影響を回避するために、電池を適正に分別排出する必要があります。	電池を適正に分別し、適正な処理ルートに乗せていること
48	オゾン層破壊防止と地球温暖化防止につながるために、代替フロンなどを回収し、適切に処理することが重要です。2001年に家電リサイクル法が施行され、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビの4品目についてメーカーに回収・リサイクルが義務づけられています。廃棄する際には、同リサイクル法に沿って排出することが大切です。	使用済みの冷蔵庫や空調設備は、フロンなどを回収できるルートで適切に処理していること
48	両面コピーや紙の裏面使用の励行により、紙の使用量や廃棄物量を削減することができます。	事務所で紙使用については、両面コピーや紙の裏面使用を励行していること
49	適度な簡易包装の励行により、資源の節約につながります。	施設内売店での簡易包装を励行していること

3) 節水

50	トイレやシャワーなどに節水こまやセンサーを採用することで節水につなげることができます。	トイレ、シャワー、水道などに節水こまや節水シャワーヘッド、センサーなどいずれか一つ節水機器を導入していること
51	一度使用した水を浄化し、中水として再利用することで、使用水量を削減することができます。	排水の中水利用（浄化利用）を行っていること
52	雨水を溜めて便器洗浄水や散水用水、消火用水、洗車用水などに使用することで、上水道の節約につながります。	雨水貯留タンクを設置するなど雨水利用を行っていること

IV 省エネルギー・節水

1) 熱源・熱搬送

No	項目の背景説明	チェックのための判断基準
53	コジェネ設備、マイクロガスタービン、ボイラー廃熱利用設備のような設備を導入することでエネルギー効率を高めることができ、省エネルギーにつながります。	エネルギー効率を高めるための設備として、ボイラー廃熱利用設備、マイクロガスタービン、コジェネ設備、燃料電池などを導入していること
54	熱搬送はホテルのエネルギー消費の約2割を占めており、省エネルギーのために熱搬送での効率を改善することが重要です。 例えば、ポンプやファンの定期メンテナンスや断熱対策の実施や、廃熱利用に取り組むことで、エネルギー効率の改善につながることができます。また、機器の更新のタイミングなどで効率の良い機器を導入することも有効です。	ポンプやファンなど効率の良い熱搬送設備を導入などにより、熱搬送にかかるエネルギー効率の改善に努めていること ※具体的な取り組み内容を示せること
55	持続可能な自然エネルギーを積極的に利用することで、枯渇する化石燃料を節約し、CO2削減に役立ちます。	太陽熱給湯、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギー設備のうち、いずれか一つ以上を導入していること ※直接自然エネルギー設備を導入するだけでなく、「グリーン電力証書システム」のような仕組みを利用することもチェック可とする。

2) 空調関係

施設共通		
56	客室や共用スペースの断熱性、空調効率を改善することは省エネルギーにつながります。 [施設入り口] 回転扉や二重出入り口を採用することで通常の出入り口扉よりも外気侵入量を抑えることができ、空調改善には効果的です。 [客室] ペアガラスや断熱サッシ、二重サッシの採用が効果的です。これらは断熱性や気密性に優れ、普通のガラス1枚に比べて約50%も熱の損失を抑えることができます。 [屋上・壁面] 屋上や壁面を緑化することにより、建物の外壁表面温度や室内温度の上昇を抑える効果があり、冷房負荷の低減につながります。また周辺環境への熱の照り返しを防止する効果もあります。	ペアガラスや断熱サッシなどを採用している、もしくは二重出入り口や回転扉、屋上緑化など、施設の断熱性を改善する仕組みを積極的に採用していること
57	外気温度によって設定値を変更することや事務所やバックスペース、共用部等の温度偏差などを考慮しつつ、空調を管理することが必要です。	自主的に定めた具体的な基準温度や管理の仕方について答えられること
客室		
58	個別に客室ごとに空調を管理することで、稼	客室ごとに空調機のオン・オフで管理することができ

	働していない部屋のエネルギー消費を抑えることができます。また、窓が開閉でき、外気を取り込むことができると、空調の運転時間短縮や使用するエネルギーの抑制など、空調効率の改善に寄与します。	ること
59	屋内の温熱環境は屋外の日射や気温によって左右される割合が高く、特に窓面がその影響を多く受けます。そのため、夏季は窓からの日射を遮り冷房負荷を軽減するために、また、冬季は窓から暖気が逃げるのを抑制するために窓面の対策が有効です。	客室にカーテン、ブラインド、襖、障子などを使用していること。
60	中間季（春、秋）や冬季においても冷房が必要とされる室内において外気の温度が室内温度よりも低い場合は外気を多く取り入れて冷房に利用することで、空調機の動力を削減します。	客室の窓が開閉できるなど、何らかの方法で外気の導入が可能になっていること。

3) 照明

61	<p>[LED電球、電球形蛍光灯ランプ] 白熱電球と比較し、LED電球は約 1/10、電球形蛍光灯ランプは約 1/4 の電力でほぼ同じ明るさを得ることができます。また、ランプの寿命もLED電球は約 40 倍、電球形蛍光灯ランプは約 6 倍と長期使用が可能になります。白熱電球をLED電球や電球形蛍光灯ランプに代替することで、ランプ効率も高く、ランニングコストだけでなく、購入費用の削減につながります。</p> <p>[Hfインバータ器具] エネルギー効率の高い Hf インバータ器具を導入することで 10~20% のランニングコストの削減につながります。施設や設備の更新に合わせて導入することが効率的です。</p>	<p>施設内の電球を白熱電球から電球形蛍光灯ランプやLED電球に代替し、蛍光灯器具にエネルギー効率の高い Hf インバータ器具やLED照明器具を導入していること</p> <p>※以下の取り組みレベルに応じてチェックします。 ※電球形蛍光灯ランプ、LED電球への代替はコンパクト形蛍光灯・LEDランプへの代替も含まれます。 ※白熱電球を元々使用しておらず、下式の 80% を満たす場合には、2点の方にチェックします。</p> <p><取り組みレベル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球形蛍光灯ランプ・LED電球への代替と Hf インバータ器具・LED照明器具の導入の合計が 20% 以上 ・電球形蛍光灯ランプ・LED電球への代替と Hf インバータ器具・LED照明器具の導入の合計が 80% 以上 $\frac{\text{代替した}[(\text{電球形蛍光} \cdot \text{LED ランプ}) + (\text{Hf 形照明器具} \cdot \text{LED照明器具})] (\text{個}) \times 100}{\text{施設内の全ての白熱電球}(\text{個}) + \text{施設内の全ての照明器具}(\text{個})}$ <p>※調光機能付きの機器は分母から除きます。</p>
62	電気の消し忘れなどにより客室不在時でも電力を使用している場合があります。電力使用をキー管理とすることで不在時は電力を消費しなくすることができ、電力使用の削減につながります。	電子キーなど自動的に電力使用を管理できる装置があること
63	センサーやタイマー機能を活用することで不要なときのエネルギー消費を抑えることができます。	客室内外、施設内外を問わず、暗いときだけ点灯させる照度センサーやタイマー機能、人感センサーなどを積極的に採用していること
64	昼光（自然光）を多く取り入れる建物の工夫をすることでエネルギー消費を抑えること	自然採光に効果的な窓の設置や、窓際の照明を単独で on/off 調整できるしくみなどにより、昼光利用を促

	ができます。	進んでいる。
4) その他の省エネルギー		
65	機器の定期的なメンテナンスを実施することによって、効率よく稼働させることは、ひいてはエネルギー消費効率の改善、ランニングコストの削減につながります。	ボイラーや照明機器など、熱系、照明系、水道系、空調系の機器が効率よく動くように定期的なメンテナンスを実施していること
66	全館一律管理ではなく階ごとやブロックごとの個別管理とすることで、稼働していないセクションのエネルギー消費を抑え、省エネルギーにつながります。 例えば、客室やフロアごとの温度管理や大きな会議場を仕切ったときの空調・照明等の個別管理などが考えられます。	階やブロックなど施設内をいくつかのセクションに分けて使用エネルギーを効率よく個別管理できる仕組みになっていること
5) CO2 削減		
67	より施設のエネルギー効率を高めるためには、省エネ機器と自然エネルギー（化石燃料の代替エネルギー）を組み合わせる利用することが重要です。 立地条件や施設規模によって、利用可能な機器の選択肢は異なりますが、施設全体の改善率を高められるような、省エネ機器と自然エネルギーの取り組みの組み合わせを考慮することが大切です。 省エネにつながる代表的な手段として、コージェネ設備、マイクロガスタービン、ボイラー廃熱利用設備、インバータ機器のような設備を導入することでエネルギー効率を高めることができます。また、太陽熱給湯、太陽光発電、風力発電、地熱など自然エネルギーを活用することは、枯渇する化石燃料を節約し、地球温暖化防止に役立ちます。 以上のような手段は、様々な指標で効果を計ることが可能です（例えば、エネルギー消費量、人員・売上高または床面積あたりなど）。本チェックリストでは、地球温暖化防止の京都議定書の例に倣い、施設内の全エネルギー使用に伴う CO2 排出量を指標とし、その施設の基準年の CO2 排出量と対比してみる方式を採用することとしました。 CO2 等の対 1990 年比での削減を求める	付属の「CO2 排出量計算シート」に基づき、直近の年度の施設全体エネルギー使用量から CO2 排出量を算出していること ※基準年は 1990 年度またはそれ以降で当該施設のエネルギー使用量が把握可能な自ら設定した年度とする。 ※施設全体で使用するエネルギーから排出される CO2 排出量 (kg-CO2) を指標とする。
68	オゾン層破壊防止と地球温暖化防止につなげるために、フロンを使用した機器に対し、フロン漏えい防止や機器の廃棄におけるフロン回収など適正に管理することが重要です。平成 25 年 6 月にフロン回収・破壊法がフロン排出抑制法として改正され、フロンを冷媒として使用する業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器について機器の管理者に機器の点検、漏えい防止、漏えい量算定・報告、機器廃棄時におけるフロン回収適正処理などが義務づけられています。	冷媒にフロンを使用した業務用エアコン及び冷凍・冷蔵機器は、フロン排出抑制法に基づき適切な管理を行っていること（点検、漏えい量算定・報告、廃棄時のフロン回収適正処理等）
6) その他（自由記載）		

V グリーン購入、化学物質、その他

※グリーン購入に際しては、環境配慮商品であることを簡便に判別できる環境ラベルに注目することが有効です。また、GPN が商品ごとに考慮すべきポイントをまとめた「グリーン購入ガイドライン」及び環境配慮した商品情報をまとめた「エコ商品ネットグリーン購入のための GPN データベース」(<http://www.gpn.jp/econet/> ~~<http://gpn-db.mediapress-net.com/gpn-db/>~~) も参考になります。

環境ラベル等データベース <http://www.gpn.jp/guideline/index.html>

~~<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>~~

グリーン購入ガイドライン <http://www.gpn.jp/>

エコ商品ネット ~~グリーン購入のための GPN データベース~~ <http://www.gpn.jp/econet/>
~~<http://gpn-db.mediapress-net.com/gpn-db/>~~

1) グリーン購入

No	項目の背景説明	チェックのための判断基準
消耗品		
69	古紙と環境に配慮したフレッシュパルプを多く使用した用紙、エコマークやグリーンマークなどのマーク表示のあるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「印刷・情報用紙」 購入 GL が参考になります。	購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が 80%以上であること ※項目に挙げた物品を使用していない場合にはチェック可とする。 ※環境配慮商品の割合は、数量ベースでも金額ベースでも構わない。
70	古紙配合率 100%のトイレットペーパー、エコマークなどのマーク表示のあるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「トイレットペーパー」 購入 GL が参考になります。	同上
71	古紙を多く配合しているティッシュペーパー、エコマークなどのマーク表示のあるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「ティッシュペーパー」 購入 GL が参考になります。	同上
72	再生材を使用したもの、エコマークなどのマーク表示のあるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「文具・事務用品」 購入 GL が参考になります。	同上
73	紙に古紙を多く配合した再生紙や、インキに植物油インキ（大豆油インキなど）を使用したものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「文具・事務用品」 購入 GL が参考になります。	同上
74	再生材を使用したものや詰め替えが可能な商品、エコマークなどのマーク表示のあるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN 「文具・事務用品」 購入 GL が参考になります。	同上
75	[用紙] 古紙と環境に配慮したフレッシュパルプを多く使用した紙製品や、エコマークやグリーンマークなどのマーク表示のあるものを選ぶ	同上

	<p>ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>[印刷]</p> <p>インキに植物油インキ（大豆油インキなど）を使用し、製本方法を考慮することで、環境に配慮した印刷物（パンフレット類など）を作成することができます。</p> <p>※) GPN「文具・事務用品」購入ガイドライン (GL) や「オフセット印刷サービス」発注 GL が参考になります。</p>	
76	<p>ペットボトルをリサイクルした再生繊維を使用した制服や、使用後に回収しリサイクルされる事務服を選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「制服・事務服・作業服」購入 GL が参考になります。</p>	同上
耐久消費財		
77	<p>低排出ガス認定車や低燃費車、低公害車（ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車）などを選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「自動車」購入 GL が参考になります。</p>	<p>グリーン購入した商品を具体的に提示できること <取り組みレベル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が 50%未満である ・購入指針を持ち、既に使用しているもののうち、環境配慮商品の割合が 50%以上である <p>※項目に挙げた商品を取り扱っていない場合にはチェック欄にチェックを入れます。</p> <p>※環境配慮商品の割合は、数量ベースでも金額ベースでも構わない。</p>
78	<p>国際エネルギースターロゴなどの省エネ性を考慮し、再生材や再使用部品の使用、両面コピー機能の有無などを考慮しながら選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「パソコン」、「コピー機・プリンタ・ファクシミリ」購入 GL が参考になります。</p>	同上
79	<p>省エネ性を考慮し、断熱材や冷媒にフロン類を使用していない冷蔵庫を選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「冷蔵庫」購入 GL が参考になります。</p>	同上
80	<p>省エネ性を考慮し、代替フロン類（HCFC,HFC）を使用していない設備、機器を選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「エアコン」購入 GL が参考になります。</p>	同上
81	<p>省エネ性を考慮し、再生材を使用した機器などを選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「テレビ」購入 GL が参考になります。</p>	同上
82	<p>再生材が使用されたものや部品交換などで長期使用できるものを選ぶことでグリーン購入になります。</p> <p>※) GPN「オフィス家具」購入 GL が参考になります。</p>	同上
83	<p>再生材が使用されたものや部品交換などで</p>	同上

	長期使用できるものを選ぶことでグリーン購入になります。 ※) GPN「オフィス家具」購入 GL が参考になります。	
取引先・配送		
84	従来購入していた商品よりも環境負荷の小さい商品を提案し、また納入を要請していくことが必要です。	取引先に環境に配慮された商品の提案と納入の要請を行っていること ※取引先からの提案資料があること ※飲食関連の容器、包装を除く。
85	低公害車の利用は、大気汚染の原因である排ガスの抑制につながります。また、低燃費車は経済的です。	取引先にアイドリングストップの実施や低公害車での配送を要請していること
86	積載効率や配送時間、配送ルートなど、配送の効率化に努めることで、排ガスの抑制だけでなく、配送時間やコストも節約することができます。	取引先と積載効率や配送時間、配送ルートなどを話し合い、効率的な配送に努めていること
87	公共交通機関の利用を呼びかけることでエネルギーの消費を抑えることができ、近隣の渋滞の緩和にも貢献します。	利用客向けのパンフなどに呼びかけの記載があること

2) 化学物質、緑化など

88	有機化学系の除草剤や駆除剤などの使用を抑制し、環境影響の少ない除草剤や駆除剤へ転換することは、土壌や水系に与える環境影響を少なくすることにつながります。 【化学肥料や農薬に関する情報（農林水産省）は、 農業生産資材情報センターが有益です。 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/ http://sizai.agriworld.or.jp/index.html	自社の方針を有し、使用量抑制や環境影響の少ない資材への転換の実績を1例以上示せること
89	洗剤類の使用を抑制し、環境影響の少ない洗剤へ転換することは、下流の水系へ与える環境影響を抑えることにつながります。	自社の方針を有し、使用量抑制や環境影響の少ない洗剤への転換の実績を1例以上示せること
90	業務用のクリーニング剤の中には、溶剤として石油系その他の揮発性有機化合物（VOC）を含むものがあり、VOCは光化学オキシダントを発生させる等の環境影響があります。揮発性有機化合物（VOC）を含まないクリーニング剤を使用することで人の健康に与える影響を抑えることができます。業者による客室清掃を含めて、クリーニング剤の選択には配慮が必要です。	客室などの清掃作業に揮発性有機化合物（VOC）を含まないクリーニング剤を使用していること
91	屋上や敷地内の緑化や透水性舗装は雨水の河川への急激な流入を防ぐことで雨水の涵養に貢献します。また、敷地内の緑化は緑地面積の増加によるヒートアイランド現象の緩和にもつながります。 ※透水性舗装には、透水性コンクリートや透水性ブロック、透水性樹脂を使用したものなどがあります。	屋上や敷地内の緑化や屋外駐車場の透水性舗装などの実績を示せること ※敷地面積に占める割合は問わない。
92	都市では緑地の確保が困難であり、ヒートア	敷地面積に占める緑地+透水化部分の比率が 20%以

	<p>イランド現象などの問題も年々深刻化しています。屋上緑化は都市の環境改善や、気温上昇の抑制、太陽熱による建物の焼け込みの防止、断熱効果による空調効率の改善などの効果が期待できます。そのため、緑化や透水化は、敷地面積の中でできるだけ多くを占めることが有効です。</p>	<p>上であること ※「敷地」には、自施設の隣接土地でその所有者との契約により、形状維持に関与できる土地を含む</p>
<p>93</p>	<p>施設内の環境への取り組みだけでなく、周辺地域の環境保全にも積極的に参加していくことが望まれます。</p>	<p>周辺地域の環境保全活動への参加などの実績を示せること</p>

【「ホテル・旅館」エコチャレンジ・チェックリストのための用語解説集】

Hf インバータ器具	<p>インバータ方式は電源の周波数(50/60MHz)を高周波に変換して点灯するもので、ランプの効率が上がるため、同じ明るさなら従来の鉄銅形安定器に比べて約 10～15%の省エネ、同じ電力消費なら 15～20%の明るさアップになります。また、インバータ方式はすぐに点灯する、ちらつきが少ない、音が小さい、器具が軽くなる等のメリットもあります。</p> <p>その中でも、Hf インバータ方式器具(Hf=High Frequency)は、高周波専用に設計されているため効率の高い Hf 蛍光灯(高周波点灯専用形蛍光灯)を使用できるので、同じ明るさならインバータ方式器具よりさらに 10%以上の省エネルギーになります。</p> <p>(GPN「照明」購入ガイドラインより)</p>
エコマーク	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。国内で唯一の第三者認証による環境ラベル。</p> <p>【エコマーク】</p> <p>http://www.ecomark.jp/</p>
SDS MSDS	<p>化学物質等安全データシート (Material Safety Data Sheet の略)。</p> <p>外部から購入する原材料や資材等について、その成分や製品に含まれる化学物質の有害性等に関する情報をまとめたもの。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html</p>
グリーン購入ガイドライン	<p>環境に配慮した商品を購入する際に考慮すべきポイントをまとめたもので、グリーン購入ネットワーク (GPN) が策定している。印刷・情報用紙や文具・事務用品、自動車など 19 分野のガイドラインがあり、ガイドラインに沿った商品の環境情報を「エコ商品ネット グリーン購入のための GPN データベース」で公開している。</p> <p>【グリーン購入ガイドライン】</p> <p>http://www.gpn.jp/guideline/index.html http://www.gpn.jp/</p> <p>【エコ商品ネット グリーン購入のための GPN データベース】</p> <p>http://www.gpn.jp/econet/</p> <p>http://gpn-db.mediapress-net.com/gpn-db/index.hgh</p>
グリーン電力証書システム	<p>中立的な第三者認証機関 (グリーン電力認証機構) と日本自然エネルギー (株) が運用する自然エネルギーによる発電の仕組み。</p> <p>自然エネルギー (風力発電など) によって発電された電力のもう一つの価値である「省エネルギー (化石燃料削減) 性」や「CO₂排出削減」といった価値を「グリーン電力証書」という形で具体化し、企業などが自主的な省エネルギー・環境対策のひとつとして利用できるようにするシステム。</p> <p>【グリーン電力証書システム】</p> <p>http://www.natural-e.co.jp/</p>

グリーンマーク	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。(財)古紙再生促進センターが取り扱っています。</p> <p>【公益財団法人 (財)古紙再生促進センター】 http://www.prpc.or.jp/</p>		
国際エネルギースターロゴ	<p>パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p>【国際エネルギースタープログラム (財)省エネルギーセンター】</p> <p>http://www.energystar.jp/ http://www.eccj.or.jp/ene_star/index_esj.html</p>		
コジェネ	<p>コージェネレーションシステム (Co-Generation System) の略。</p> <p>“Co(共同の)-Generation(発生)” の名称通り、あるエネルギー源 (燃料) から電気や熱などの複数のエネルギーを発生させるシステムのこと。</p> <p>例えば、ガスエンジンで 発電機を駆動して電力を供給し、同時に排ガスやジャケット冷却水から廃熱を回収して冷暖房・給湯など に利用するシステムなどを指す。</p> <p>施設内におけるエネルギーの有効利用による光熱費の削減が可能な他、緊急時の電力・空調などに有効です。</p>		
生産履歴	<p>食材の生産や育成に使用する飼料や肥料・堆肥や生産地といった、その食材が辿ってきた経緯、経路のことを指す。</p>		
中水	<p>一般の水道 (上水道) に対して、飲用には不適だが洗浄などには使用できる水のこと。処理済の下水などが用いられ、庭木の散水用などに用いられる。</p>		
デッドストック	<p>未使用のまま調理されずに残っている食材のこと。</p>		
VOC (揮発性有機化合物)	<p>揮発性有機化合物のこと。</p> <p>建材や塗料、接着剤に含まれ、アトピーやアレルギーの原因のひとつともされています。</p>		
具体的な法律名と対応すべき内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 1659 651 1760">省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)</td> <td data-bbox="667 1659 1382 2063"> <p>「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」において、以下の 6 4 つのことが求められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 2. 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用 3. 空気調和設備以外の機会換気設備に係るエネルギーの効率的利用 4. 照明設備に係るエネルギーの効率的利用 5. 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用 6. 昇降機に係るエネルギーの効率的利用 </td> </tr> </table>	省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	<p>「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」において、以下の 6 4 つのことが求められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 2. 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用 3. 空気調和設備以外の機会換気設備に係るエネルギーの効率的利用 4. 照明設備に係るエネルギーの効率的利用 5. 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用 6. 昇降機に係るエネルギーの効率的利用
省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	<p>「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」において、以下の 6 4 つのことが求められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止 2. 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用 3. 空気調和設備以外の機会換気設備に係るエネルギーの効率的利用 4. 照明設備に係るエネルギーの効率的利用 5. 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用 6. 昇降機に係るエネルギーの効率的利用 		

	<p>省エネルギー法について 一般財団法人(財)省エネルギーセンター https://www.eccj.or.jp/law06/index.html http://www.eccj.or.jp/law/ken030224.html</p>
容器包装リサイクル法	<p>自治体が回収するガラスびん、PET ボトル、紙・プラスチックの容器包装ごみを再資源化、再商品化する法律です。消費者は、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって分別排出に努めるとともに、リターナブル容器や簡易な包装の商品の選択に努める必要があります。</p> <p>容器包装リサイクル法について (公益財団法人(財)日本容器包装リサイクル協会) http://www.jcpra.or.jp/index.html</p>
家電リサイクル法	<p>一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。消費者は、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビの家電4品目を廃棄する際に収集運搬料金とリサイクル料金を支払い、小売店は、消費者に家電リサイクル券を発行し、引き取った家電製品をメーカー等に引き渡します。</p> <p>家電リサイクル法について (経済産業省) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/ekade00j.html</p>
自動車リサイクル法	<p>使用済自動車から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。具体的には、エアコンの冷媒として使われている「フロン類」、「エアバッグ類」、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る「シュレッダーダスト」の3つについて自動車メーカーがリサイクルすることになります。自動車の所有者は、自動車の購入時もしくは次の車検時にリサイクル料金を支払います。</p> <p>自動車リサイクル法について (公益財団法人(財)自動車リサイクル促進センター) http://www.jarc.or.jp/index.html</p>
グリーン購入法	<p>国の機関を対象としており、基本方針で定められた特定調達品目を購入する際に、グリーン購入法で定められた基準を満たす製品の購入を促す。</p> <p>グリーン購入法について (環境省) http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html</p>
パソコンリサイクル	<p>2003年10月から始まった制度で、使用済パソコンをパソコンメーカーが回収し、部品や材料をより有効に再資源化する仕組みです。PCリサイクル開始以前に購入されたパソコンは、「回収再資源化料金」のご負担をお願いします。</p> <p>パソコンリサイクルについて (一般社団法人有限責任中間法人 パソコン 3R 推進協会センター) http://www.pc3r.jp/index.html</p>
フロン排出抑制法「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」	<p>フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月に施行された法律です。</p> <p>フロン排出抑制法について (環境省) http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/</p>

|

|

|